

学校給食異物混入対応マニュアル

平成28年12月策定

五所川原市教育委員会

目 次

1	マニュアル策定の目的	1
2	異物混入防止の対策	2
	(1) 学校給食センター・単独調理校における対策	2
	(2) 学校での衛生管理	4
	(3) 学級での衛生管理	4
	(4) (公財) 青森県学校給食会への対応	4
	(5) 委託工場への立ち入り	4
3	主な混入異物の種類と分類	5
4	学校給食センターにおいて異物の混入が発見された場合の対応	6
	分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対処	6
	分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対処	8
	分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対処	10
5	学校において異物の混入が発見された場合の対応	12
	分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対処	12
	分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対処	15
	分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対処	19
6	児童生徒及び保護者への対応	22
7	代替食について	22
8	給食時間の確保について	22
9	報道機関への対応	22
	報告書等様式	23
	学校において異物の混入が発見された場合の対応フローチャート	28

1 マニュアル策定の目的

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることを目的としています。

また、児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、友だちと一緒に食べることで、豊かな心や好ましい人間関係を育成するなどの大切な役割も担っています。

学校給食は、栄養的及び教育的配慮はもちろんですが、安全で安心して食べられる美味しい食事であることが大前提であり、学校給食法の規定に基づく学校給食衛生管理基準を踏まえ、学校給食に携わるすべての関係者の連携が必要不可欠です。

しかしながら、学校給食に異物が混入した場合、児童・生徒に不快な気持ちを与えるだけでなく、健康被害の危険性も想定されます。

そこで、異物混入を未然に防止するため、また、異物の混入が発生した場合に学校給食に携わるすべての関係者が、状況に応じた的確に判断し、迅速に対応するため、さらに、普段からの危機管理意識を高めるため、異物混入の公表に関する基準も含めた「学校給食異物混入対応マニュアル」を策定します。

2 異物混入防止の対策

児童及び生徒の健康被害の阻止及び拡大防止を最優先に考え、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めます。

また、学校給食への異物の混入（付着）を未然に防止するため、学校給食に関わる各関係機関が責任ある対策を講じ、互いに情報を共有し、連携、協力して、おいしく安全で安心な給食の提供に努めます。

(1) 学校給食センター・単独調理校における対策

1 食品の選定

- ① 施設の衛生面及び食品の取り扱いが良好で、衛生上信用のおける食品納入業者を選定し、信頼できる食品を購入する。
- ② 食品納入業者との連絡を密にし、学校給食の意義、役割及び徹底した衛生管理について指導する。
- ③ 製造業者、食品納入業者へは、必要に応じて立ち入り調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認する。
- ④ 原材料及び加工食品について、製造業者もしくは食品納入業者が定期的実施する微生物及び理化学検査の結果を文書で提出させ確認する。
- ⑤ 異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く指導するとともに、その程度により納入停止または登録の取り消し措置をとる。

2 食品の検収

- ① 検収は、学校給食センター職員又は指定された職員が必ず立ち会い、品名、数量、納品時刻、納入業者名、消費期限若しくは賞味期限のほか、特に品質、鮮度、袋の汚れや破れ、その他包装容器等の状況、異物の混入や異臭の有無等について点検し、「検収簿」に記録する。
- ② 食品については、缶詰、調味料等、常温で保存可能なものを除いて、1回で使い切る量を購入する。

3 検収時に異物を発見した場合の対応

- ① 食品納入業者に異物を示したうえで速やかにすべてを返品し、代替食材について協議する。
- ② 「検収簿」及び「異物混入調書」（別紙様式1）に記録する。
- ③ 食品納入業者から学校給食センター所長又は学校長あてに混入原因と今後の対策について明記した「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。（業者に同様の様式がある場合は、それを提出してもよい。以下、同じ。）

4 給食施設及び設備の点検

- ① 調理室内は、関係者以外の立ち入りを禁止する。やむを得ず部外者が立ち入る場合には、衛生的な服装を身に着け、手洗い及び手指の消毒を行ってから立ち入

- る。立ち入りの状況について記録し、退出後、施設等に異常がないか確認する。
- ② 調理員は、日常の被服点検を徹底し、調理場に入る際には吸引式毛髪、塵埃除去機等で毛髪やゴミなどを完全に除去し、複数の職員により相互に目視確認する。
 - ③ 調理場には、調理等に不要なものを持ち込まない。
 - ④ 調理開始前及び終了後に機器及び調理器具等の点検や異物の確認を行い、作業記録簿等へ記入し、破損等による給食への混入を未然に防止する。
 - ⑤ 定期的に施設及び設備の異常を点検及び記録し、異常があった場合は速やかに補修する。
 - ⑥ 衛生害虫対策を徹底し、施設の衛生を確保する。

5 調理器具等に破損を発見した場合の対応

- ① 破損した器具等の詳細について、学校給食センター所長、栄養教諭等に報告する。
- ② 破損した器具等が調理場内等に落下していないか調査する。また、破損した器具等が混入しているおそれのある食品を特定し、異物を取り除く。
- ③ 破損した器具等の発見が不可能な場合や、確認した破損以外にも異物が混入しているおそれがある場合は、混入しているおそれのある食品の提供を中止する。
- ④ 「調理器具等破損記録簿」(別紙様式3)に記録するとともに、破損の原因を究明し、再発防止策を講じる。

6 調理

- ① 検収、下処理及び調理のすべての過程で複数の調理員の目視を徹底し、異物の発見に努める。
- ② フードスライサー等については、ボルトの緩みや刃こぼれがないかを使用前、使用途中及び作業終了後に確認し、作業記録簿等に記録する。
- ③ ビニール袋等に入っている食材をはさみで切って開封する際には、切れ端が出ないように二度切りをしない。また、シールの貼付部は切らない。
- ④ 野菜、果物等の下処理は、流水で三度洗浄する。加熱せずに提供する果物等は、流水による洗浄の後消毒し、再び流水で洗浄する。
- ⑤ 調理の際ビニール手袋を着用する場合は、着用前に手袋に穴が開いていないか確認するほか、作業後に穴や破れがないか確認する。

7 配送

- ① 学校給食センターから各学校の配膳室の入口までの配送に関して、配送業者へ安全及び衛生管理の徹底を図るよう指導する。
- ② 給食コンテナは各学校の用務員又は配膳員に確実に受け渡す。

(2) 学校での衛生管理

- ① 配膳室、ランチルーム等の整理整頓及び衛生管理に努め、生ゴミや残渣等を置かない。
- ② 給食搬入口の施錠や開錠などの管理を厳重に行う。
- ③ 配膳室に用務員又は配膳員が不在になる場合は、必ず施錠する。
- ④ 用務員等は、受け取ったコンテナの異常の有無の点検を行い、異常があった場合には速やかに学校長等に報告し、学校給食センターに連絡する。
- ⑤ 学校長等は、児童生徒の摂食開始時刻の30分前までに検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、摂食に適するかどうかを判断する。また、異常を確認した場合は、給食を中止するとともに、速やかに学校給食センターに連絡し、異常のあった献立の一部又は全部の回収等の措置を行う。

(3) 学級での衛生管理

- ① 教室での配食は学級担任等の管理及び指導のもと、異物が混入しないよう十分注意する。
- ② 食缶の開封は学級担任等又は複数の給食当番で行い、異物の混入、異臭等の有無を確認する。
- ③ 給食当番の児童生徒は、白衣、帽子、マスクを着用するなどし、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意するよう努める。
- ④ 学級担任等は、教室内での異物混入を防止するため、画鋸、ホチキスの針、ピンなどの散乱や、害虫が侵入しないよう整理整頓及び室内管理に心がける。
- ⑤ 学級担任等は、児童生徒に異物が混入していた場合の危険性や対応について指導する。

(4) (公財) 青森県学校給食会への対応

- ① (公財) 青森県学校給食会が学校給食基本物資加工委託工場(以下、「委託工場」という。)に対して行う加工委託に関する調査・指導・検査の実施結果について、必要に応じて提出を求める。
- ② 異物の混入があった食品を納入した場合は、再発防止を強く申し入れるとともに、原因の究明と再発防止対策について報告を求める。

(5) 委託工場への立ち入り

委託工場には、必要に応じて立ち入り調査を実施し、操業状況及び衛生管理について確認する。

3 主な混入異物の種類と分類

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物

- ※ 喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物
- ◇ 針、針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類など

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物や異臭等

- ※ 喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物
- ◇ 衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、クモなど）、ネズミの糞など
- ◇ 異常な変色、異臭、カビなど

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物

- ※ 異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物
- ◇ 毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、小石（米粒大）など
- ◇ 時期や地域によって大量に発生する羽虫等の衛生害虫以外の虫（例：クロバネキノコバエ、ユスリカなど）

異物	区分	内容	具体的な物質
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	針、針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類など
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、クモなど）、ネズミの糞など 異常な変色、異臭、カビなど
非危険異物	分類Ⅲ	異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、小石（米粒大）、羽虫等の衛生害虫以外の虫など

※ 原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。ただし、形状や大きさによっては、異物と同様に扱うものとする。

4 学校給食センターにおいて異物の混入が発見された場合の対応

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対処

※ 喫食することにより、児童生徒の生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対処



対応：混入の状況により、すべての小中学校（受配校）で『混入のあった料理』の提供を中止する。

実施主体	対 処 内 容
学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ①異物の混入により影響する料理が釜単位か、全小中学校分なのかを異物の種類や数量、混入状況等から判断し、釜単位で料理の提供を中止する場合は、影響する学校及び学級について調査する。また、混入した異物を保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。 ②異物の種類や数量、形状、混入状況、影響する学校及び学級について教育委員会に電話で報告した後、「異物混入調書」（別紙様式1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】 ③混入の状況により、教育委員会に異物の混入により影響する学校に対して、混入のあった料理の提供を中止又は減量となることを連絡するよう依頼する。 ④混入のあった料理の提供を中止した場合は、中止した料理に代わる食料（代替食）の対応について検討し、影響する学校へ通知する。 ⑤調理工程を確認し、混入の原因を調査する。 ⑥混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。 ⑦調査結果及び対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】 ⑧異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、全小中学校にメール送信する。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ①学校給食センターからの報告により、混入により影響する学校に、混入のあった料理の提供中止又は減量することを連絡する。 ②学校給食センターから報告のあった異物混入の状況について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に電話で報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。 ③対応状況及び対応結果について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に報告する。

<p>学校</p>	<p><学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会からの指示により、校内一斉放送等で学級担任等に混入のあった料理の提供中止又は減量となることを通知する。</p> <p>②学校給食センターからの指示により、提供を中止した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p>③学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p> <p><学級（学級担任等）></p> <p>①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、異物混入により混入のあった料理の提供中止又は減量となることを児童生徒に説明する。</p> <p>②学校長等の指示により、混入のあった料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p>
-----------	---

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対処

※ 喫食することにより、児童生徒の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対処



混入の状況により、

対応1：『混入（異常）のあった料理』を調理した調理釜の料理を回収する。

対応2：『混入（異常）のあった料理』が同じ調理方法で調理された場合は、提供を中止する。

実施主体	対 処 内 容
学校給食センター	<p>①異物の混入（異常）により影響する料理が釜単位か、全小中学校分なのかを異物の種類や数量、形状、混入状況、変色の状態、異臭の種類等から判断し、釜単位で料理の提供を中止する場合は、影響する学校及び学級について調査する。また、混入した異物（異常のある料理）を保管するとともに必要に応じて異物（異常）を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>②異物の種類や数量、形状、混入状況、変色の状態、異臭の種類、影響する学校及び学級について教育委員会に電話で報告した後、「異物混入調書」（別紙様式1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>③混入（異常）の状況により、教育委員会に異物の混入（異常）により影響する学校に対して、混入（異常）のあった料理の提供を中止又は減量となることを連絡するよう依頼する。</p> <p>④混入（異常）のあった料理の提供を中止した場合は、中止した料理に代わる食料（代替食）について検討し、影響する学校へ通知する。</p> <p>⑤調理工程を確認し、混入（異常）の原因を調査する。</p> <p>⑥混入（異常）の原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。</p> <p>⑦調査結果及び対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>⑧異物混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、全小中学校にメール送信する。</p>
教育委員会	<p>①学校給食センターからの報告により、混入（異常）により影響する学校に、混入（異常）のあった料理の提供中止又は減量することを連絡する。</p> <p>②学校給食センターから報告のあった異物の混入（異常）の状況について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に電話で報</p>

	<p>告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。</p> <p>③対応状況及び対応結果について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に報告する。</p>
<p>学校</p>	<p><学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会からの指示により、校内一斉放送等で学級担任等に混入（異常）のあった料理の提供中止又は減量となることを通知する。</p> <p>②学校給食センターからの指示により、提供を中止した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p>③学校給食センターから送信されてきた異物の混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p> <p><学級（学級担任等）></p> <p>①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、異物の混入（異常）により混入（異常）のあった料理の提供中止又は減量となることを児童生徒に説明する。</p> <p>②学校長等の指示により、混入（異常）のあった料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p>

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対処

※ 異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる異物が混入（付着）していた場合の対処



対応1：異物を取り除いて提供する。

対応2：「多量」の異物が混入（付着）し、取り除くことが困難な場合は、『混入のあった料理』の提供を中止する。

実施主体	対 処 内 容
学校給食センター	<p>【異物の混入が「少量」で取り除くことが可能な場合の対応】</p> <p>①混入している異物をすべて取り除いてから調理する。また、混入した異物を保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>②混入の状況により、異物の種類や数量、形状、混入状況等について教育委員会に電話で報告した後、「異物混入調書」（別紙様式1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>③調理工程を確認し、混入の原因を調査する。</p> <p>④混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。</p> <p>⑤調査結果及び対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>【異物の混入が「多量」で取り除くことが困難な場合の対応】</p> <p>①異物の混入により影響する料理が釜単位か全小中学校分なのかを異物の種類や数量、混入状況等から判断し、釜単位で料理の提供を中止する場合は、影響する学校及び学級について調査する。また、混入した異物を保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>②異物の種類や数量、形状、混入状況、影響する学校及び学級について教育委員会に電話で報告した後、「異物混入調書」（別紙様式1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>③混入の状況により、教育委員会に異物の混入により影響する学校に対して、混入のあった料理の提供を中止又は減量となることを連絡するよう依頼する。</p> <p>④混入のあった料理の提供を中止した場合は、中止した料理に代わ</p>

	<p>る食料（代替食）について検討し、影響する学校へ通知する。</p> <p>⑤調理工程を確認し、混入の原因を調査する。</p> <p>⑥混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。</p> <p>⑦調査結果及び対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>⑧異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、全小中学校にメール送信する。</p>
教育委員会	<p>【異物の混入が「多量」で取り除くことが困難な場合の対応】</p> <p>①学校給食センターからの報告により、混入により影響する学校に、混入のあった料理の提供中止又は減量することを連絡する。</p>
学校	<p>【異物の混入が「多量」で取り除くことが困難な場合の対応】</p> <p><学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会からの指示により、校内一斉放送等で学級担任等に混入のあった料理の提供中止又は減量となることを通知する。</p> <p>②学校給食センターからの指示により、提供を中止した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p><学級（学級担任等）></p> <p>①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、異物混入により混入のあった料理の提供中止又は減量となることを児童生徒に説明する。</p> <p>②学校長等の指示により、混入のあった料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p>

※ すべての分類の対応において、FAX送信する場合は、常に送信した旨を電話で報告する。

5 学校において異物の混入が発見された場合の対応

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対処

※ 喫食することにより、児童生徒の生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対処



対応：混入の状況により、すべての小中学校で『混入のあった料理』の喫食を中止し、回収する。（ただし、配膳後に混入したと考えられる場合を除く）

実施主体	対 処 内 容
混入のあった学校 (単独調理校含む)	<p><混入のあった学級(学級担任等)></p> <p>①異物の混入を確認した学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を一時中止し、児童生徒の安全確認を行う。</p> <p>②異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。</p> <p>③学校長等の指示により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。</p> <p>(※異物が混入していた食器、食缶はそのままの状態での保存)</p> <p>④学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料(代替食)の対応を行い、喫食する。</p> <p><学校(学校長等)></p> <p>①校内一斉放送等で全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。</p> <p>②児童生徒が異物を口にした場合は、学校医と連絡を取り、処置について指示を受け、必要に応じて病院等に搬送する。</p> <p>③学級担任等から聴取した異物混入の状況について、学校給食センターに電話で報告する。</p> <p>④学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料(代替食)の対応について各学級担任等に指示する。</p> <p>⑤学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p> <p><混入の無かった学級(学級担任等)></p> <p>①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を中止し、児童生徒の安全確認を行う。</p> <p>②混入のあった料理の喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。</p> <p>③学校長等の指示により、混入のあった料理を回収する。</p>

	④学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。
学校給食センター	<p>①学校長等から報告を受けた混入状況について、教育委員会に電話で報告した後、「異物混入事故報告書」（別紙様式4-1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>②混入の状況により、教育委員会に全小中学校に対して混入のあった料理の喫食を中止し、回収するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等の調査を依頼する。</p> <p>③栄養士等の学校給食センター職員を混入のあった学校に派遣し、異物の種類や形状、混入状況、喫食状況等について聴取する。また、混入していた異物を回収し、保管するとともに必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>④回収した料理に代わる食料（代替食）について検討し、全小中学校へ通知する。</p> <p>⑤聴取した内容や対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>⑥混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。また、混入原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「（公財）青森県学校給食会」に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。</p> <p>⑦異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、全小中学校にメール送信する。</p>
教育委員会	<p>①学校給食センターからの報告により、その他の学校の学校長等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査し、報告するよう指示する。</p> <p>②学校給食センターから報告のあった異物混入の状況について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に電話で報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。</p> <p>③対応状況及び対応結果について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に報告する。また、混入原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「（公財）青森県学校給食会」にも報告する。</p>
その他の学校 （混入のあった学校以外の小中学校）	<p><学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会からの指示により、校内一斉放送等で学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。</p>

	<p>②調査結果について、教育委員会に電話で報告する。</p> <p>③学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p>④学校給食センターから送信されてきた異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p>
--	---

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対処

※ 喫食することにより、児童生徒の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対処



対応1：『混入（異常）のあった料理』を調理した調理釜の料理の喫食を中止し、回収する。

対応2：『混入（異常）のあった料理』が同じ製造工程で調理されていた場合は、すべての小中学校で喫食を中止し、回収する。

対応3：調理後に混入（異常）があったと考えられる場合は、新しい料理に取り替えて喫食する。

実施主体	対 処 内 容
混入（異常）のあった学校 (単独調理校含む)	<p><混入（異常）のあった学級（学級担任等）></p> <p>①異物の混入や異常な変色、異臭を確認した学級担任等は、ただちに混入（異常）のあった料理の喫食を一時中止し、児童生徒の安全確認を行う。</p> <p>②異物の種類や数量、形状、混入状況（調理中に混入したものか、調理後（食缶等へ移し替え後。配膳中や配膳後を含む）に混入したものなのか）、変色の状態、異臭の種類、喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。</p> <p>③学校長等の指示により、混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収する。ただし、配膳中又は配膳後に混入した場合は、混入していた食器又は食缶を回収する。</p> <p>（※異物の混入（異常）のあった料理はそのままの状態での保存する）</p> <p>④学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p><学校（学校長等）></p> <p>共通1 校内一斉放送等で全学級の学級担任等に混入（異常）のあった料理の喫食を一時中止するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。</p> <p>共通2 児童生徒が異物又は異常のあった料理を口にした場合は、学校医と連絡を取り、処置について指示を受け、必要に応じて病院等に搬送する。</p> <p>共通3 学級担任等から聴取した異物混入（異常）の状況について、学校給食センターに電話で報告する。</p> <p>対応1のケース</p> <p>対応1-1 学校給食センターと対応を協議し、混入（異常）のあつ</p>

た学級及び混入（異常）が疑われる学級の学級担任等に混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示する。また、混入（異常）による影響はないと判断された学級の学級担任等には喫食の再開を指示する。

対応1-2 学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応について各学級担任等に指示する。

対応2のケース

対応2-1 学校給食センターと対応を協議し、全学級の学級担任等に混入(異常)のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示する。

対応2-2 学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応について各学級担任等に指示する。

対応3のケース

対応3-1 学校給食センターと対応を協議し、混入（異常）のあった学級の学級担任等に混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示する。

対応3-2 混入（異常）による影響はないと判断された学級の学級担任等に校内一斉放送等で異物の混入（異常）の情報を通知し、注意を呼び掛けるとともに喫食の再開を指示する。

対応3-3 回収により不足する料理を学校内で手配し、喫食するよう指示する。ただし、学校内で確保することができない場合は、学校給食センターの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。

共通4 喫食の状況に応じて、学校給食センターから送信されてきた異物の混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。

<混入（異常）の無かった学級（学級担任等）>

①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、ただちに混入（異常）のあった料理の喫食を一時中止し、児童生徒の安全確認を行う。

②混入（異常）のあった料理の喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。

混入（異常）による影響があると判断された学級

①学校長等の指示により、混入（異常）のあった料理の喫食を中止

	<p>し、回収する。</p> <p>②学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p>混入（異常）による影響が無いと判断された学級</p> <p>①校内一斉放送等で異物混入（異常）の連絡を受けた学級担任等は、異物の混入（異常）に注意して喫食する。</p>
学校給食センター	<p>①学校長等からの報告を受けた混入（異常）の状況について、教育委員会に電話で報告した後、「異物混入事故報告書」（別紙様式4-1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>②釜単位で回収する必要があると判断した場合は、回収が必要な学校及び学級について直ちに調査する。</p> <p>③混入（異常）の状況により、教育委員会に回収が必要な学校及び学級を報告し、混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等の調査を依頼する。</p> <p>④栄養士等の学校給食センター職員を混入（異常）のあった学校に派遣し、異物の混入状況、異臭の種類、喫食状況等について聴取する。</p> <p>また、混入した異物（異常のある料理）を回収し、保管するとともに必要に応じて異物（異常）を特定するため、専門業者に解析を依頼する。</p> <p>⑤回収した料理に代わる食料（代替食）について検討し、各学校へ通知する。</p> <p>⑥聴取した内容や対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>⑦混入（異常）の原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。また、混入（異常）の原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「(公財)青森県学校給食会」に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。</p> <p>⑧異物混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、全小中学校にメール送信する。</p>
教育委員会	<p>①学校給食センターの報告により、回収の必要がある学校の学校長等に混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査し、報告するよう指示する。</p> <p>②回収の必要のない学校の学校長等に対しては、混入（異常）事案</p>

	<p>発生の連絡をして注意を呼び掛ける。</p> <p>③学校給食センターから報告のあった異物混入（異常）の状況について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に電話で報告するとともに、対処について相談し、被害の拡大防止措置を講じる。</p> <p>④対応状況及び対応結果について、「五所川原保健所」及び「西北教育事務所」に報告する。また、混入（異常）の原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「(公財) 青森県学校給食会」にも報告する。</p>
<p>その他の学校 <混入（異常）のあった学校以外の小中学校></p>	<p>回収の必要のある学校 <学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会からの指示により、回収の必要がある学級担任等に校内一斉放送等で、混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。</p> <p>②調査結果について、教育委員会に電話で報告する。</p> <p>③学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p> <p>④学校給食センターから送信されてきた異物混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p> <p>回収の必要のない学校 <学校（学校長等）></p> <p>①回収の必要のない学校は、教育委員会からの指示により、校内一斉放送等で学級担任等に異物混入（異常）の情報を通知し、注意を呼び掛ける。</p> <p>②異物混入（異常）の状況により、学校給食センターから送信されてきた異物混入（異常）の事実について説明した保護者宛の文書を印刷し、児童生徒に配付する。</p>

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対処

※ 異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合の対処



対応1：異物が「少量」の場合は、新しい料理に取り替えて喫食する。
(ただし、食缶内の異物は取り除いて喫食する)

対応2：異物が「多量」の場合は、『混入のあった料理』の喫食を中止し、回収する。

実施主体	対 処 内 容
混入のあった学校 (単独調理校含む)	<p><混入のあった学級(学級担任等)></p> <p>①異物の混入を確認した学級担任等は、注意を呼び掛けるとともに、児童生徒の安全確認を行う。ただし、発見された異物の数(食数又は異物数)が「多量」の場合は、混入のあった料理の喫食を一時中止する。</p> <p>②異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。</p> <p>【配膳した料理から発見された場合】</p> <p>①配膳した料理から異物が発見された場合、その数(食数又は異物数)が「少量」であれば、学校長等の指示により、新しい料理に取り替えて喫食する。</p> <p>②配膳した料理から異物が発見され、その数(食数又は異物数)が「多量」の場合は、学校長等の指示により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。 (※異物が混入している食器は、そのままの状態に保存する)</p> <p>③学校長等の指示により、回収により不足する料理を学校内で手配し、喫食する。ただし、学校内で確保することができない場合は、学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料(代替食)の対応を行い、喫食する。</p> <p>【食缶から発見された場合】</p> <p>①食缶内から異物が発見された場合、その数が「少量」であれば、学校長等の指示により、異物を取り除いて喫食する。</p> <p>②食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、学校長等の指示により、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。 (※異物が混入している食缶は、そのままの状態に保存する)</p>

③学校長等の指示により、回収により不足する料理を学校内で手配し、喫食する。ただし、学校内で確保することができない場合は、学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。

<学校（学校長等）>

- ①配膳した料理から「少量」の異物が発見された場合は、新しい料理に取り替えて喫食するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「少量」の異物が発見された場合は、異物を取り除いて喫食するよう学級担任等に指示する。
- ②配膳した料理から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。
- ③「多量」に混入しているおそれのある場合は、校内一斉放送等で全学級の学級担任等に異物混入の情報を通知し、注意を呼び掛ける。
- ④学級担任等から聴取した異物混入の状況について、学校給食センターに電話で報告する。
- ⑤回収により不足する料理を学校内で手配する。ただし、学校内で確保できない場合は、学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応について学級担任等に指示する。

<混入の無かった学級（学級担任等）>

- ①校内一斉放送等で「多量」混入の危険性を知った学級担任等は、児童生徒に注意を呼び掛け、喫食する。

【複数の学級から混入の報告があった場合の対応】

<学校（学校長等）>

- ①校内一斉放送等で全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童生徒の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ②学級担任等から聴取した異物混入の状況について、学校給食センターに電話で報告する。
- ③学校給食センターからの指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応について各学級担任等に指示する。

	<p><混入の無かった学級（学級担任等）></p> <p>①校内一斉放送等で連絡を受けた学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を中止し、児童生徒の安全確認を行う。</p> <p>②混入のあった料理の喫食状況等を調査し、学校長等に報告する。</p> <p>③学校長等の指示により、混入のあった料理を回収する。</p> <p>④学校長等の指示により、回収した料理に代わる食料（代替食）の対応を行い、喫食する。</p>
学校給食センター	<p>①学校長等から報告を受けた混入状況について、教育委員会に電話で報告した後、「異物混入事故報告書」（別紙様式4-1）を作成し、教育委員会にFAX送信する。【第1報】</p> <p>②「多量」の異物混入又は「多量」に混入しているおそれのある場合は、教育委員会にその他の学校の学校長等に対して混入事案発生連絡を依頼する。</p> <p>③混入数が「多量」の場合は、栄養士等の学校給食センター職員を混入のあった学校に派遣し、異物の種類や形状、混入状況、喫食状況等について聴取する。また、混入した異物を回収し、保管するとともに、必要に応じて異物を特定するため専門業者に解析を依頼する。</p> <p>④回収した料理に代わる食料（代替食）について検討し、学校長等に指示する。</p> <p>⑤聴取した内容や対応状況について「異物混入事故報告書」（別紙様式4-2）を作成し、教育委員会に報告する。【第2報】</p> <p>⑥混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行い、「顛末書」（別紙様式2）を提出させる。また、混入原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「（公財）青森県学校給食会」に連絡し、原因究明及び再発防止対策を要請する。</p> <p>⑦異物混入の状況により、異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、「混入のあった学校」にメール送信する。</p>
教育委員会	<p>①学校給食センターからの報告により、「多量」の異物混入又は「多量」に混入しているおそれのある場合は、その他の学校の学校長等に対して混入事案発生連絡をし、注意を呼び掛ける。</p>
その他の学校 （混入のあった学校以外の小中学校）	<p><学校（学校長等）></p> <p>①教育委員会から注意喚起の連絡を受けた後、校内一斉放送等により学級担任等に異物混入の情報を通知し、注意を呼び掛ける。</p>

※ すべての分類の対応において、FAX送信する場合は、常に送信した旨を電話で報告する。

6 児童生徒及び保護者への対応

危険異物が混入した場合は、学校給食センター所長から学校長等に文書等で報告するとともに、早急に児童生徒への説明と保護者に対して異物混入の事実について文書で報告する。

また、異物の混入のあった児童生徒やその保護者に対しては、学校長等と相談のうえ、異物混入の事実について、迅速かつ誠意を持って状況の説明と謝罪を行うとともに、継続して児童生徒の体調確認を行う。

異物の混入により、献立に変更が生じた場合も、保護者に文書で経緯を報告する。

7 代替食について

異物の混入により中止した料理に代わる食料については、「乾パン等の保存食」を学校給食センター及び各学校（単独調理校を含む）に保管しておき、学校給食センターの指示により使用する。

また、代替食については、アレルギー物質不使用食品で対応する。

8 給食時間の確保について

学校長等は、異物の混入により、通常の給食時間内に完食することができない場合は、無理のない範囲でその後の時間を繰り下げて完食するまでの時間を確保する。

9 報道機関への対応

報道発表の判断は、関係部署と協議のうえ決定する。

報道発表すると判断した場合、もしくは新聞等で報道されることが想定される場合の対応窓口は、学校給食センター及び教育総務課とする。

報道機関へ発信する情報内容は、「五所川原保健所」、「西北教育事務所」及び全小中学校に提供する。

また、混入原因が基本物資（パン等）を製造する委託工場にあると考えられる場合には、「(公財) 青森県学校給食会」にも提供する。

別紙様式 1

所長	次長	職員	栄養士

異物混入調書

発 生 日 時	
発 生 場 所	
納 入 業 者 名	
混入した食品名	
混 入 状 況	<p>異物名 _____</p>
写 真	
当日の献立の 対 応	
備 考	

別紙様式2

所長	次長	職員	栄養士

顛末書

殿

(納入業者) 所在地
 名称
 代表者

⑩

発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
混入した異物	
混入した献立	
混入状況	
混入原因	
再発防止策	

別紙様式3

所長	次長	職員	栄養士

調理器具等破損記録簿

発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
発 見 者 名	
破 損 器 具 名	
混入した料理名	
状 況 (混入原因)	
写 真	

異物混入事故報告書（第1報）

発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
発生場所	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 年 組
異物発見者	
混入していた 異物名(想定)	<input type="checkbox"/> 髪の毛 <input type="checkbox"/> 虫 () <input type="checkbox"/> ビニール片 () <input type="checkbox"/> プラスチック片 () <input type="checkbox"/> 骨 () <input type="checkbox"/> 金属片 () <input type="checkbox"/> その他 () サイズ: × <input type="checkbox"/> mm×mm <input type="checkbox"/> cm×cm
混入していた 料理名	
当日の献立	
発見時の状況	<input type="checkbox"/> 盛り付け時 <input type="checkbox"/> 食べようとしたとき <input type="checkbox"/> 口に入れて噛んだ <input type="checkbox"/> その他 _____
怪我や被害の 有 無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 被害有 <input type="checkbox"/> 怪我有 被害等の内容 _____ 被害者氏名 _____
センターの対応	<input type="checkbox"/> 一報時に電話で謝罪 <input type="checkbox"/> 即時に訪問する。(訪問者: _____) <input type="checkbox"/> 対応者への代替品交換等の処置等について _____
備 考	原因について <input type="checkbox"/> ほぼ特定 <input type="checkbox"/> これから特定作業 学校からの受信について 受信日時 平成 年 月 日 () 時 分 報告者 <input type="checkbox"/> 給食担当 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> その他 ()

教育委員会 へ

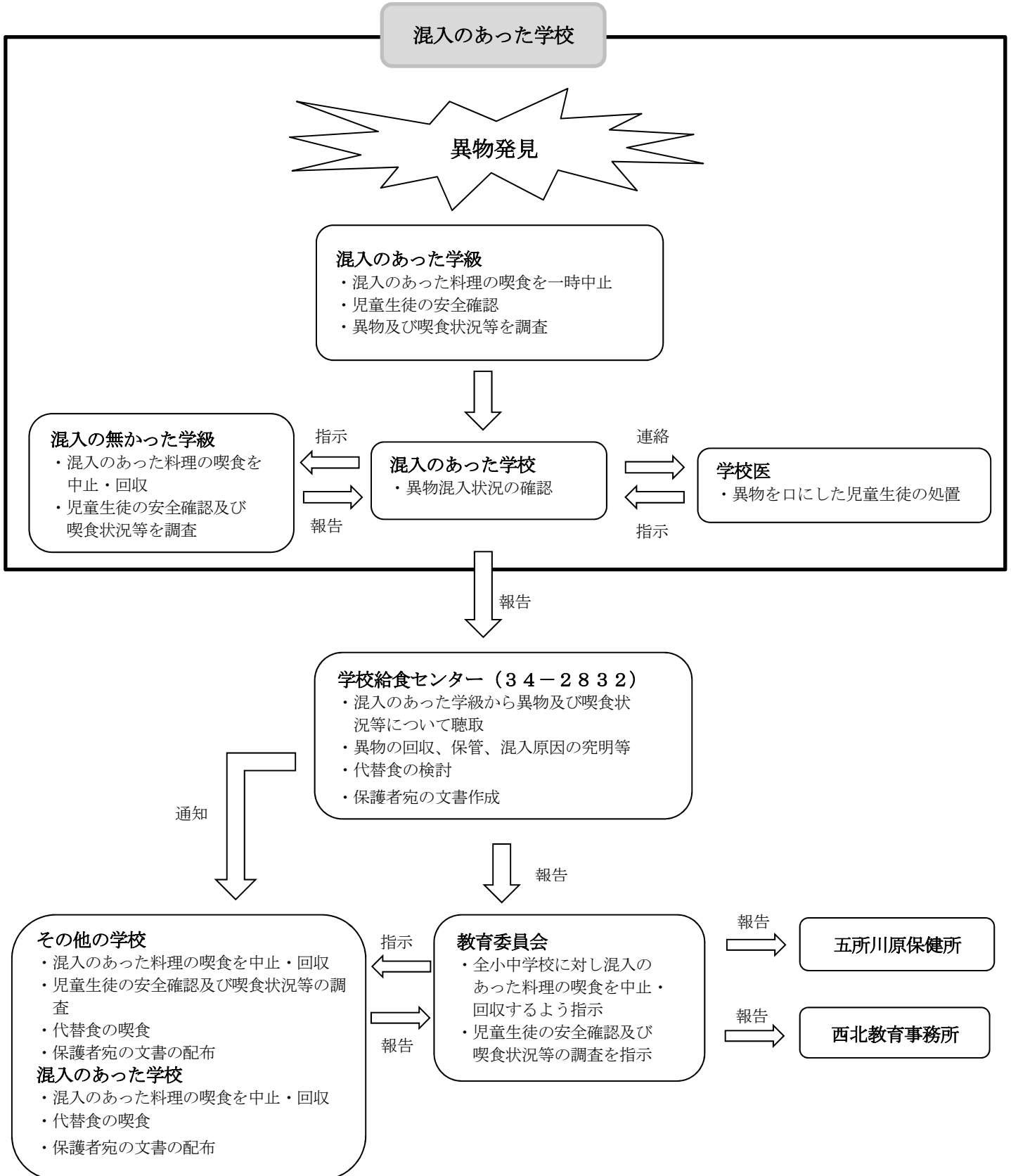
学校給食センター

異物混入事故報告書（第2報）

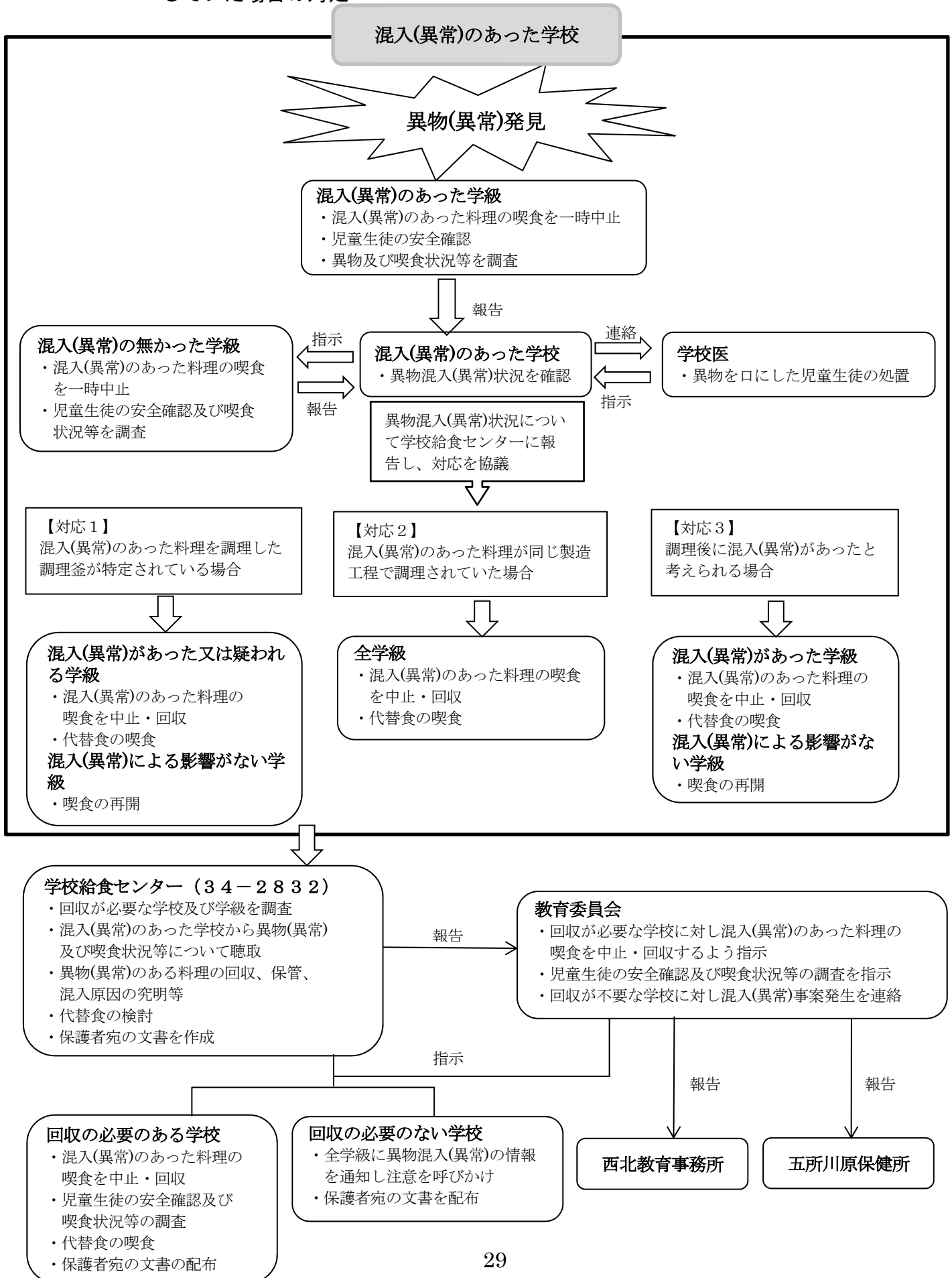
<p>発 生 状 況</p>	
<p>混 入 状 況 (写 真)</p>	<p>異物名 _____</p>
<p>混 入 原 因</p>	
<p>再 発 防 止 策</p>	
<p>給 食 の 変 更</p>	<p>有 ・ 無</p>
<p>給食の変更有の 場合の対応</p>	

学校において異物の混入が発見された場合の対応フローチャート

分類Ⅰ 喫食することにより、児童生徒の生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対処



分類Ⅱ：喫食することにより、児童生徒の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対処



分類Ⅲ：異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童生徒の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合の対処

